

## 大津市歴史的風土保存計画に関する経過等について

| 年月日       | 事 項   |
|-----------|---|
| H15.4.14  | 【諮問】社会資本整備審議会<br>「大津市の新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」   |
| H15.7.29  | 【答申】社会資本整備審議会<br>「大津市を古都に指定することが適当」<br>(理由)<br>・比叡山延暦寺等、平安仏教文化の中核地であるとともに、近江大津宮が置かれるなど往時の政治の中心地<br>・比叡山等、西・南方の山地・丘陵地、琵琶湖等の豊かな自然的環境が歴史的資産と一体となって歴史的風土を形成<br>・文化財調査の進展等による遺跡(近江大津京)の実態の解明 |
| H15.10.10 | 【古都に指定する政令の公布】<br>「大津市を古都に指定」(全国10番目の古都に指定)<br>(古都保存法に定める京都市、奈良市、鎌倉市の他)「天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市及び大津市」(10市町村)   |
| H16.4.19  | 【答申】社会資本整備審議会<br>「大津市歴史的風土保存区域の指定について」<br>* 歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として国土交通大臣が指定  |
| H16.6.15  | 【告示】国土交通大臣<br>「大津市歴史的風土保存区域の指定」(国土交通省告示第659号)<br>* 比叡山・坂本地区、近江大津京跡地区、園城寺地区、音羽山地区及び石山寺地区の計5地区、面積約4,557haを歴史的風土保存区域に指定  |
| H16.8.2   | 大津市歴史的風土保存区域の効力発効<br>* 区域内における建築物その他の工作物の新築等の行為について、大津市長への事前の届出が必要  |
| H16.3.16  | 【審議】社会資本整備審議会(第6回歴史的風土部会)<br>(議事)大津市歴史的風土保存計画(案)について  |
| H16.8.20  | 【審議・了承】社会資本整備審議会(第7回歴史的風土部会)<br>(議事)大津市歴史的風土保存計画(案)について   |
| H16.10.7  | 【答申】社会資本整備審議会<br>「大津市歴史的風土保存計画について」   |
| H16.11.26 | 【告示】国土交通大臣<br>「大津市歴史的風土保存計画の決定」(国土交通省告示第1465号)<br>* 行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項<br>* 歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項<br>* 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項 等                                       |